

村政第 98 号
平成26年 5月13日

村上地区地域審議会 御中

村上市長 大 滝 平 正

村上市村上駅周辺まちづくりプラン等策定委員会委員の推薦について

新緑の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より市政へのご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

市では、JR村上駅周辺の整備や移転後の村上総合病院跡地利用等について検討を進めるため、村上市村上駅周辺まちづくりプラン等策定委員会を設置し、村上駅周辺まちづくりプランのご審議をいただいているところです。

村上市村上駅周辺まちづくりプラン等策定委員会委員については、住民の代表として貴地区地域審議会から1名ご推薦いただき委嘱しておりましたが、委員の任期満了に伴い委員の交代があるとのことですので、新たに貴地域審議会から委員を1名ご推薦いただきますようお願い申し上げます。

時節柄、何かとご多忙中のところ誠に恐縮ですが、別紙推薦書並びに別紙承諾書により、下記担当宛て提出くださいますよう併せてお願い申し上げます。

記

1. 委員構成 … 別紙のとおり（平成26年4月1日現在）
2. 会議予定 … 第5回の会議は、6月3日（火）午前10時から開催予定としております。
※会議開催案内文書は、別途お届けいたします。
3. その他
・参考資料「村上市村上駅周辺まちづくりプラン等策定委員会条例」を添付します。

担当：村上市政策推進課都市政策室 加藤
住所：〒958-8501 村上市三之町1番1号
電話：0254-53-2111（内線：509）
FAX：0254-53-2520

[参考資料]

平成 25 年村上市条例第 73 号

村上市村上駅周辺まちづくりプラン等策定委員会条例

(設置)

第 1 条 村上駅周辺を中心とした区域（以下「村上駅周辺」という。）の公共施設の整備及び活性化によるにぎわいのあるまちづくりの推進に関する計画（以下「村上駅周辺まちづくりプラン」という。）を策定するため、村上市村上駅周辺まちづくりプラン等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、推進計画の策定に係る次の事項について調査及び審議する。

- (1) 村上駅周辺の公共施設の整備及び土地利用に関すること。
- (2) 新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院の移転後の跡地利用に関すること。
- (3) 村上駅周辺の活性化のためのまちづくりの推進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに関連する計画等に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民の代表
- (2) 関係諸団体に属する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、委嘱の日から村上駅周辺まちづくりプラン策定完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年村上市条例第 46 号）に定めるところによる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。